



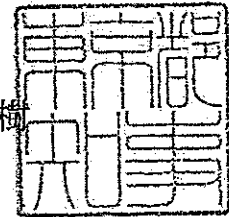
諮問書

25福保健食第531号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第26条
第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成25年7月5日

東京都知事 猪瀬直樹



記

1 諮問事項

弁当等に関する食品販売の規制の在り方について

2 諮問理由

都は、食品製造業等取締条例において、弁当等の販売については、固定店舗での販売形態を許可制である食料品等販売業として、また、人力により移動しながら販売する形態を届出制である行商として、規制している。

近年、弁当等の行商については、路上に大量に陳列して販売するなど、本来の移動しながらの少量販売とは異なる形態が見受けられ、弁当等の販売に係る衛生上の問題発生が懸念される状況にある。

このような実態を踏まえ、弁当等の食品の販売に関して、安全性を適切に確保するための合理的な規制の在り方について諮問する。